

日本映画大学における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本映画大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者」とは、本学の専任教員及び本学において研究活動に従事する者をいう。
- (2) 「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。
 - イ 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること
 - ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ハ 盗用 他の者が公表したアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文等又は用語をその者の了解または適切な表示なく流用すること
 - ニ その他研究の実施にあたり、法令及び関係諸規則に違反すること
 - ホ 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(責任体制)

- 第3条 学長は、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止に関し、最高管理責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。
- 2 事務局長は、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。
 - 3 学部長は、本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者として、研究者に対し、研究倫理に関する教育を行わなければならない。

(研究者の責務)

- 第4条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。
 - 3 研究者は、研究活動のために収集または作成した資料・データ等の記録を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(告発・相談窓口の設置)

第5条 不正行為に関する告発・相談の受付窓口は、総務部とする。

(告発の受付体制)

第6条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファックス、電子メール、電話又は面談により、告発・相談の窓口を通じて告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上でいき、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が明示されていなければならない。
- 3 告発・相談の窓口は、匿名による告発について、必要と認める場合には、学長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発・相談の窓口は、告発を受け付けた場合は、受理の有無にかかわらず速やかに学長に対しその内容を報告しなければならない。

(告発の相談)

第7条 不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発・相談窓口において相談することができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発・相談窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、不正行為が行われようとしていると思われるときは、告発・相談窓口は学長に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏れいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏れいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏れいした場合は、当該者の了解は不要とする。

(関係者の保護)

第9条 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措

置等を行ってはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第10条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(予備調査の実施)

第11条 学長は、不正行為に関する告発があった場合は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は次の各号の委員をもって構成する。

(1) 研究倫理教育責任者

(2) 学長が指名する者 若干名

- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対し関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

- 4 予備調査委員会は、告発のあった事案の内容について、本調査の実施可能性等の調査を行い、調査結果を学長に報告する。

(本調査実施の決定等)

第12条 学長は、予備調査結果を踏まえ、告発を受け付けた日からおおむね30日以内に、本調査を行うか否かを決定する。

- 2 本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対し本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に実施決定の通知を行う。

- 3 本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会)

第13条 学長は、本調査を実施することを決定したときは、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、統括管理責任者を委員長とする。なお、委員の過半数は本学に属さない外部有識者とし、全ての調査委員は、告発者、被告発者等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 研究倫理教育責任者
 - (3) 学長が指名する専任教員
 - (4) 学長が委嘱する外部有識者
- 3 調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に異議申立てをすることができる。
- 4 前項による異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代するとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 5 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、調査の協力を求めるものとする。告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的かつ誠実に協力しなければならない。
- 6 調査委員会は、本調査の実施の決定後、おおむね30日以内に調査を開始するものとする。
- 7 調査委員会は、本調査の実施に際し、当該告発に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類等を保全するため、必要な措置をとることができる。
- 8 調査委員会は、被告発者による弁明を聴取しなければならない。
- 9 調査委員会は、本学による調査の実施が極めて困難であると判断した場合は、他の研究機関等に調査協力の依頼又は調査の委託をすることができる。

(不正行為の認定)

- 第14条 調査委員会は、本調査開始後おおむね150日以内に、次の各号に掲げる調査結果を学長に報告するものとする。
- (1) 不正行為が行われた否か
 - (2) 不正行為が認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為の存在が認定された研究等における役割
 - (3) 不正行為がなかったと認定された場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か
- 2 調査委員会は、前項第3号の認定を行う場合には告発者の弁明を聴取しなければならない。
 - 3 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

(調査結果の通知)

第15条 学長は、速やかに調査結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定した者（以下「関与者」という。）に通知するとともに、被告発者又は関与者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

2 学長は、前項の通知に加えて、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁にも調査結果を報告するものとする。

3 学長は、告発が悪意に基づくものとの認定がなされた場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立及び再調査）

第16条 不正行為があったと認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、通知を受領した日から起算して14日以内に、学長に対して文書により不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代又は追加することができる。

3 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに学長に報告する。再調査を行うと決定した場合には、速やかに再調査を行うものとする。

4 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

5 調査委員会は、再調査を実施するにあたり、被告発者に対し先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力を求めるものとする。被告発者が必要な協力を行わない等の場合は、再調査を打ち切ることができる。

6 調査委員会は、再調査開始日から起算しておおむね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。

7 学長は、前項に基づく結果を、告発者、被告発者、その当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

（調査結果の公表）

第17条 学長は、調査委員会において不正行為が行われたとの認定がなされた場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

- 3 学長は、調査委員会において不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等、公表することが適当と思われる場合は、調査結果を公表する。
- 4 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(措置及び処分)

- 第18条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者等の調査対象者に対し、研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 学長は、不正認定者には、処分が確定するまでの間、研究費の使用を禁止するものとする。
 - 3 学長は、不正認定者に対し、すでに使用した研究費について、その全部又は一部の返還を命じることができる。
 - 4 学長は、不正行為が行われたとの認定がなされた論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
 - 5 学長は、不正行為が行われなかったものとの認定がなされた場合は、次の各号に掲げる必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 不正行為に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除
 - (2) 調査関係者へ被告発者の研究活動等が適正であることの通知
 - (3) その他名誉回復のため必要な措置
 - 6 学長は、不正認定者に対し、本学就業規則等に定める手続きを経て処分を課すものとする。
 - 7 学長は、告発が悪意に基づくものとの認定がなされた場合は、当該告発者に対し、本学就業規則等に定める手続きを経て必要な措置を講じるものとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年3月16日から施行する。